

# 第1次 糸島市行政改革大綱

(計画期間 平成 23 年度～27 年度)



平成 23 年 4 月施行

糸島市行政改革推進本部

# も く じ

1	行政改革の必要性	・・・ 1
2	糸島市の目指す姿	・・・ 2
3	糸島市役所の経営理念	・・・ 4
4	基本方針と基本施策	・・・ 6
5	計画期間	・・・ 13
6	計画の確実な実施・評価	・・・ 13
	(1) 行財政健全化計画の策定	
	(2) 推進体制	
	(3) 進行管理（評価）	
	(4) 公表	
7	財政指標の目標値	・・・ 14
8	資料	
	(1) 糸島市行財政健全化計画（平成 23 年度～平成 25 年度）	
	(2) 糸島市行政評価制度	
	(3) 外部評価（事業仕分け）実施要領	

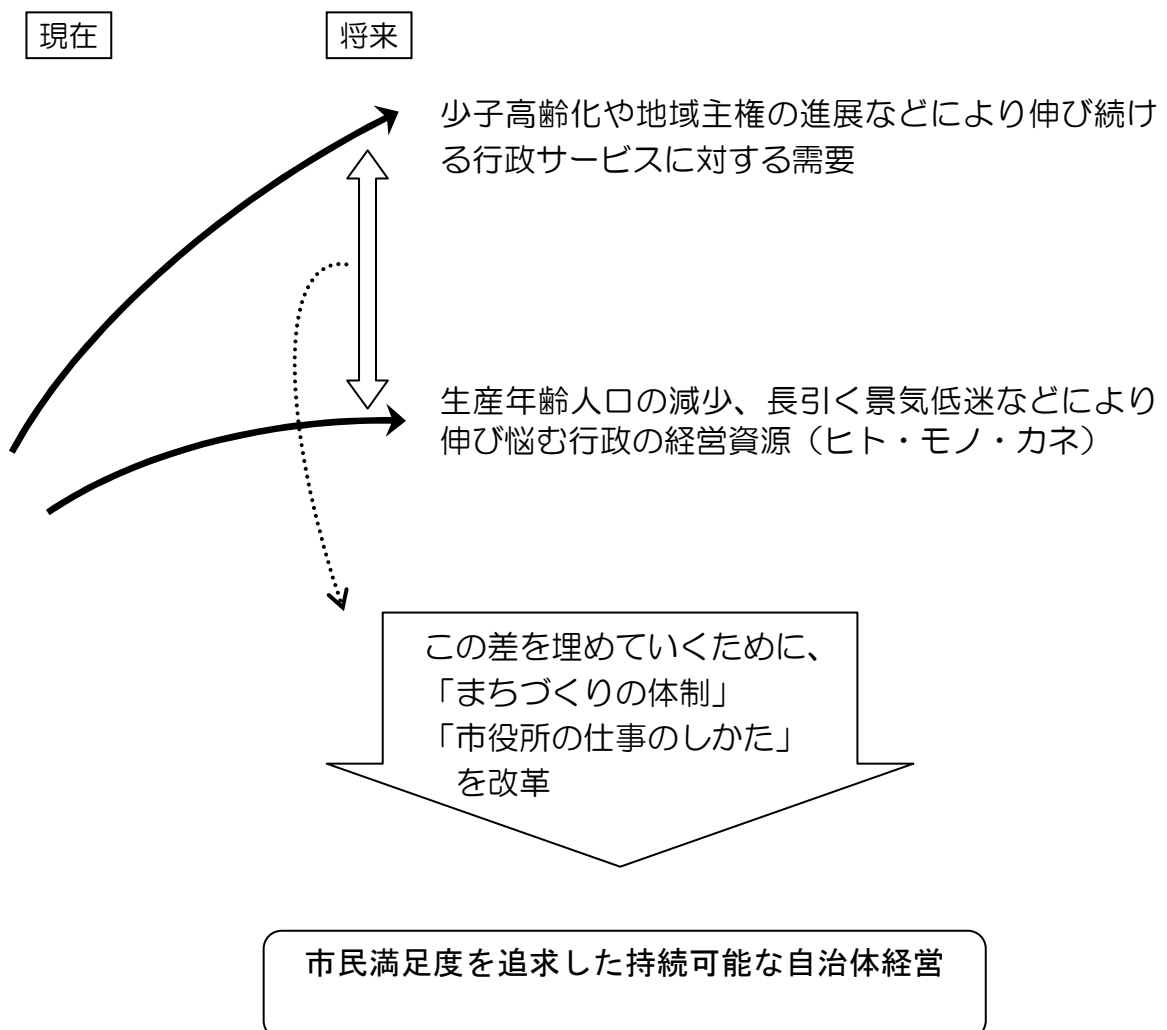
# 1 行政改革の必要性

私たちは、住みよいまちをつくるための手段として、糸島1市2町合併を選択し、糸島市が誕生しました。

合併は、究極の行政改革と言われていています。糸島市誕生を機に、合併効果を最大限に生かしながら、行政改革を積極的に進め、住みよいまちをつくっていく責任が私たちにはあります。

そこで、社会情勢の変化に対応し、住民ニーズに応えながら、将来にわたり安定して持続可能な自治体経営を行うため、これまでの市役所の行財政運営の手法（仕事のしかた）を根本から見直し、市役所の質的な変革を強力に進めていきます。

## 【市政運営の課題】



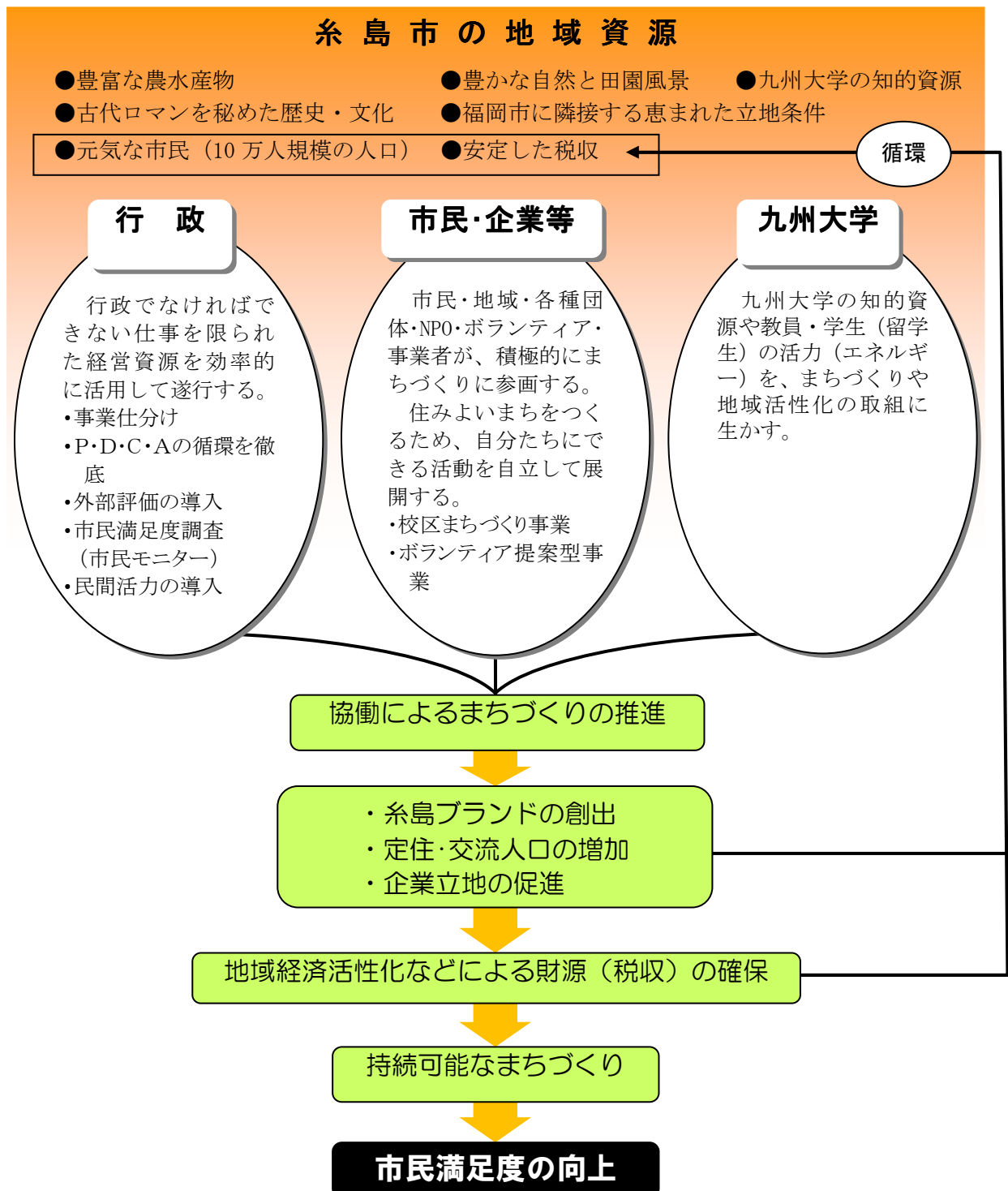
## 2 糸島市の目指す姿

### 『市民との協働により、市民が本当に必要とする 最適なサービスを提供し、市民満足度を向上させる』

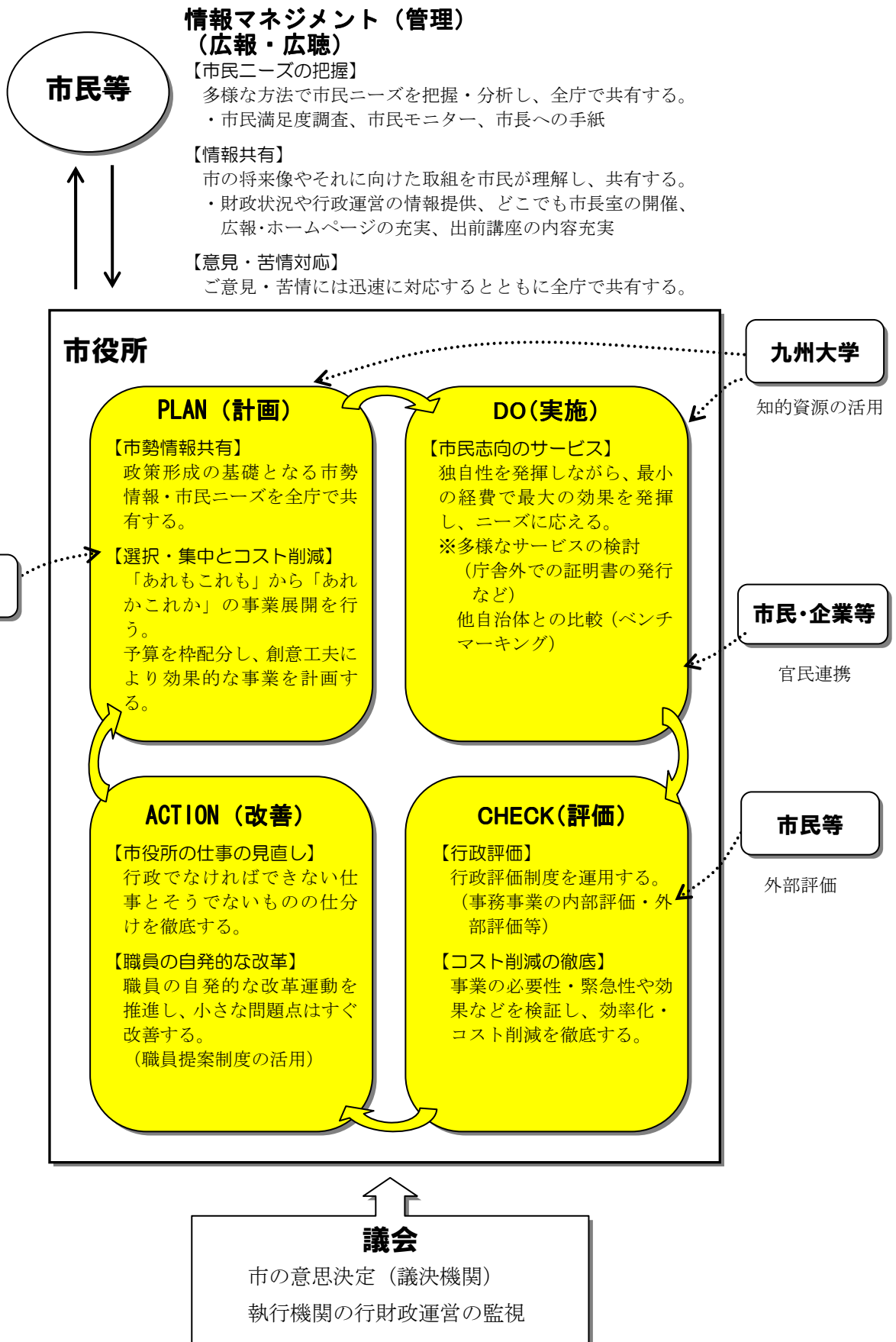
多様な方法で市民ニーズを把握した上で、市民が本当に必要とする最適なサービスを市民・地域・各種団体・NPO・ボランティア・事業者や九州大学と協働して提供します。

市民生活を向上させることで、市民満足度を高めるとともに地域活力を創出し、将来にわたり安定して持続可能な自治体経営を行います。

#### 【まちづくりの体制】



【市役所の仕事のしかた】



### 3 糸島市役所の経営理念

#### 1 経営理念

『市民と共に、糸島市スタイルのまちづくりを創造する（共創のまちづくり）』

「わたしたちは、

市民との協働により将来にわたり持続可能な行政経営に努め、  
市民が糸島を愛し、糸島で生活を送ることに幸せを感じることができるよう  
市民満足度を高める行政サービスを提供します。」

※糸島市スタイルのまちづくり

新生糸島市として、豊かな地域資源を生かしながら、地域住民全体が  
一体感を持って新たなまちづくりの形を創り上げること。

#### 2 経営方針

##### (1) 市民に信頼される市役所となります

市民の皆さんに対する説明責任を果たし、市の将来像やそれに向けた取組などを共有  
します。また、ご意見・苦情には誠実かつ迅速に対応します。

職員は、スリム（簡素）で効率的な組織の中でその資質と能力を最大限に発揮すると  
ともに、自発的な改革を継続します。

危機管理対策には万全を期し、市民の安全・安心確保のため組織が一体となり、いざ  
という時に頼りになる市役所となります。

##### (2) 市民の声を聴き、成果を重視して行政サービスを提供します

市民のニーズはあらゆる手段を使って把握・分析し、市民が本当に必要とするサービ  
スを提供します。また、その成果により市民満足度がどれだけ高まったかを内部評価は  
もちろん、外部評価により客観的に評価・検証し、よりよいサービスの提供につなげます。

##### (3) 協働のまちづくりを進めます

市役所と市民・地域・各種団体・NPO・ボランティア・事業者や九州大学が糸島市  
の将来像を共有し、相互に理解した上でそれぞれの役割を明確化し、糸島市の地域資源  
を生かしながら協働のまちづくりを推進します。

##### (4) 健全な財政運営に努めます

限られた財源で効率的に地域課題を解決するため、事務事業の見直しなどを積極的に  
推進するとともに、緊急性や必要性を検討しながら事業の選択と集中を進め、最小の経  
費で最大の効果を発揮します。

また、市税などの収納向上、企業誘致などによる自主財源の確保に努め、経営者の視  
点に立った健全な財政運営を行います。

### 3 組織の活動指針

#### (1) 風通しのよい職場をつくります

部・課内でコミュニケーション（意思疎通）を円滑に図り、自由闊達な議論を交わして政策・施策を立案し、職責を果たしながら一丸となって実践します。

#### (2) 連携・協力を強化します

課題にはまずは課内、部内で相互に連携・協力して取り組み、必要に応じて部間・組織全体で一丸となって取り組みます。

#### (3) 市役所職員にしかできない仕事を追求します

コンプライアンス（法令遵守）の徹底はもとより、誇りを持って仕事に向き合い、自分たち（市役所職員）にしかできない行政サービスを最大限効率的・効果的に提供します。

#### (4) 民間活力の導入・協働によるまちづくりを推進します

民間に任せられる業務は、民間活力の導入を行い、低コストでより質の高いサービスを提供します。また、市民との対話を重ね、相互理解を得ながら、積極的に市民などとの協働によるまちづくりを推進します。

#### (5) 絶えず改革を継続します

地域課題の解決に向け、絶えず問題意識を持って業務に取り組み、組織一体となって改革を継続して、行政サービスの向上に努めます。

### 4 職員一人ひとりの行動指針

#### (1) 自己改善を継続し資質を向上します

社会情勢・地域の動向に常にアンテナを張るとともに、現場と地域の皆さんから広く学ぶ姿勢をもって自己改善を継続し、資質の向上に努めます。

#### (2) 使命を常に意識して市民と向き合います

市民の幸せのため、市民満足度の向上を迫り、仕事をすることを常に意識します。市民の声を聴き、適切に判断し、分かりやすく伝えて理解を得、的確に応えることで、市民に信頼される職員となります。

#### (3) 常にチャレンジし続けます

一人ひとりが絶えず新たな課題に向き合い、常に向上心を持って創造的な挑戦を続けるとともに、スピード感を持って行動を起こします。

## 4 基本方針と基本施策

基本方針	基本施策	
1 市民ニーズに応える行政経営	1	市民との情報共有
	2	市民ニーズの把握
	3	市民の意見・苦情への迅速・的確な対応
	4	市民ニーズに応えるサービス提供
2 成果重視の事業展開	5	市勢情報の全庁活用
	6	「選択」と「集中」の徹底
	7	市役所の仕事の見直し
	8	成果の評価と改善
	9	補助金・負担金の適正化
3 柔軟で機能的な組織・職員づくり	10	組織のスリム化・効率化
	11	地域主権時代を担う職員への変革
	12	職員の自発的な事務改善運動の促進
	13	目標管理の徹底と的確な人事評価の実施
4 健全な財政運営	14	事業の効率化・コスト削減の徹底
	15	税・料収入の向上
	16	多様な財源の確保
	17	健康づくりによる医療費・介護保険料の抑制
5 市民との協働・九州大学との連携によるまちづくり	18	市民主体のまちづくりの推進
	19	九州大学と連携したまちづくり



## 1 市民ニーズに応える行政経営

市民のニーズを的確に収集・分析して市民が本当に必要とする行政サービスを提供し、行政サービスの利用者であり納税者でもある市民の満足度を高める行政経営を行います。

### (1) 市民との情報共有

財政状況や行政運営の情報提供を徹底します。また、市民の理解と協力を得るため、市の将来像とその実現のために必要な取組、市民と市役所の役割と責任を共有します。

- ①情報公開コーナーの充実
- ②広報やホームページの内容充実
- ③出前講座の内容充実
- ④どこでも市長室の開催

### (2) 市民ニーズの把握

多様な方法で市民ニーズを把握・分析し、全庁で共有します。政策形成の基礎とするとともに、市民が本当に求めているサービスの提供に反映します。

- ①市民満足度調査や市民アンケートの実施
- ②広聴制度（市民モニター）の導入
- ③ホームページへの「市長への手紙」コーナーの設置

### (3) 市民の意見・苦情への迅速・的確な対応

市民のご意見・苦情には、迅速かつ的確に対応します。また、ご意見・苦情から見えてくる市役所全体の課題・問題点を全庁的に共有します。必要に応じて部局横断的に解決します。

- ①ご意見・苦情対応（接遇、傾聴、説明、確認、対応、改善）のマニュアル（手引き）策定と運用
- ②ご意見・苦情を全庁で共有するしくみづくり

## 4 基本方針と基本施策

### (4) 市民ニーズに応えるサービス提供

市民のニーズに対し、糸島市の独自性を発揮しながら、最小の経費で最大の効果を発揮し、的確に応えます。

#### ①多様なサービスの検討

- ・ワンストップサービス（窓口サービスの一元化）の導入
- ・庁舎外での証明書などの発行
- ・開庁時間の延長や休日開庁
- ・コールセンターの導入（電話による問い合わせの一本化）
- ・ICT（情報通信技術）の活用
- ・コンビニエンスストアでの税・料の収納の実施
- ・申請手続きの簡素化

#### ②窓口対応の充実・評価

## 2 成果重視の事業展開

市役所でなければできない仕事の仕分けを徹底し、民間に任せることができる業務は積極的に委託します。また、市役所が直接実施する事業は、P・D・C・A（計画、実施、評価・改善）のサイクル（循環）を徹底し、最大限効率的に実施します。

### (5) 市勢情報の全庁活用

政策形成の基礎となる市勢情報を全庁的に共有します。また、他自治体との比較と合わせて情報を分析・活用し、より効果的な政策を形成します。

#### ①糸島市統計白書の作成・活用

#### ②他自治体との行政サービス比較（ベンチマーキング制度）の導入・運用

### (6) 「選択」と「集中」の徹底

第1次糸島市長期総合計画に掲げる重点プロジェクトを中心に、事業の「選択」と「集中」を徹底します。また、緊急度・優先度・必要性を考慮し、「あれも・これも」ではなく「あれか・これか」の事業展開を徹底します。

#### ①実施計画における重点プロジェクトの明確化

## (7) 市役所の仕事の見直し

行政でなければできない仕事とそうでないものを仕分けします。民間に任せられることができる業務は、民間活力を生かしながら、より低コストで質の高いサービスを提供します。行政でなければできない仕事は、限られた経営資源を最大限活用して遂行します。

- ①事務事業の仕分け（事務事業の見直し）
- ②民間委託・民営化の推進
- ③指定管理者の導入推進
- ④電算システムを活用した業務の効率化（GIS（地理情報）システム、電子決裁システムの活用など）
- ⑤施設の統廃合・有効利用の検討（庁舎機能の集中、庁舎の有効利用など）

## (8) 成果の評価と改善

事務事業のP・D・C・A（計画、実施、評価、改善）のサイクル（循環）を徹底するとともに、外部の委員による評価を導入します。これにより、事業の透明性を高めるとともに、客観的な評価を行います。

- ①内部評価（行政評価制度）の徹底
- ②外部評価の導入

## (9) 補助金・負担金の適正化

各種団体の自立を促しながら整理・統合します。また、削減に伴う財源は少子高齢化対策などの施策に重点的に配分するとともに、将来のまちづくりの原資として確保します。

- ①事業内容や目的に応じた交付期間の設定と団体の自立促進

## 4 基本方針と基本施策

### 3 柔軟で機能的な組織・職員づくり

職員は、スリム（簡素）で効率的な組織の中でその資質と能力を最大限に発揮するとともに、自発的な改革を継続します。

#### (10) 組織のスリム（簡素）化・効率化

業務量の推移に応じ、スリム（簡素）で効率的な組織機構への改編を行い、職員を適正に配置します。

- ①事務事業に見合った計画的な組織・機構の見直し
- ②部内異動権限の部長付与の検討
- ③業務量に応じた職員配置の最適化
- ④職員数の計画的な削減と効果的な嘱託職員・臨時職員の雇用形態の検討

#### (11) 地域主権時代を担う職員への変革

地域主権時代に持続可能な自治体経営を担うことができる、政策形成能力、利害調整能力、業務遂行能力の高い職員への変革を進めます。

##### ①職員“人財”を育成する研修の充実

- ・職場内における能力開発（OJT）
- ・他自治体や民間企業などとの人事交流による人材育成
- ・専門研修（長期研修）の実施
- ・自主研究グループへの支援
- ・管理職の能力開発

#### (12) 職員の自発的な事務改善運動の促進

職員の自発的な事務改善運動を推進します。また、日頃の業務の中で発生する小さな問題点は、即座に改善します。

##### ①職員提案制度の活用

#### (13) 目標管理の徹底と的確な人事評価の実施

職員個人の能力・態度評価を行うとともに、各部局・課・係及び職員個人の業務目標管理を徹底し、各職員の職務と職責に応じた能力と業績が的確に評価される人事評価制度を導入します。また、人事評価が任用（人事異動、昇任・昇格）や給与の処遇に反映される人事評価制度を目指します。

##### ①人事評価制度の導入（能力・態度評価、業績評価）

## 4 健全な財政運営

安定した財政基盤を確立するため、行政サービスの原資となる税収などの確保に努めます。

### (14) 事業の効率化・コスト（経費）削減の徹底

事業の必要性・緊急性や効果などを検証し、効率化・コスト（経費）削減を徹底します。

#### ① 枠配分予算の導入（インセンティブ制※）

※主管部課において予算執行方法の見直しを行い、創意工夫により予算を節減した場合は、節減額の一部を次年度予算に反映させ、各部の自由な判断により活用する手法。

#### ② 起債の抑制、繰上償還の実施

#### ③ 入札制度の改革

#### ④ 特別会計・企業会計の経営改善

### (15) 税・料収入の向上

自主財源を確保するため、税・料の確実な確保に努めます。

#### ① 新税導入の検討、超過税率の検討

#### ② 企業誘致、地場産業の活性化、新産業の創出による税収の確保

#### ③ 定住促進のための調査・研究

#### ④ 住環境の整備、子育て環境の充実による勤労者層の定住推進

#### ⑤ 税・料の収納向上（納付環境整備、滞納処分強化）

#### ⑥ 受益者負担の適正化

### (16) 多様な財源の確保

自主財源を確保するため、多様な方法で財源を確保します。

#### ① 有料広告制度の充実

#### ② ふるさと応援寄付の充実

#### ③ 市有財産の有効活用（貸付など）と未使用財産の処分

### (17) 健康づくりによる医療費・介護給付費の抑制

健康づくりの推進により、増大する医療費・介護給付費の抑制に努めます。

#### ① 健康づくりの推進による医療費・介護給付費の抑制

## 4 基本方針と基本施策

### 5 市民との協働・九州大学との連携によるまちづくり

市民・地域・各種団体・NPO・ボランティア・事業者のまちづくりへの関心を高め、各種計画づくりから実践に至るまでの参画を促進します。また、住みよいまちをつくるため、自分たちにできる活動を自立して展開する、市民主体のまちづくりを進めます。

九州大学の知的資源や教員・学生（留学生）の活力（エネルギー）を、まちづくり、地域活性化の取組に生かします。

#### (18) 市民主体のまちづくりの推進

地域の課題は、地域住民自ら解決する協働のまちづくりを推進し、自立した活動を促します。

- ①まちづくり基本条例の制定
- ②計画づくり等への市民参画の促進（公募委員の活用）
- ③いとしま共創プラン（校区まちづくり事業）の展開
- ④行政区の活動支援
- ⑤ボランティア提案型事業の展開
- ⑥新たな公助・共助・自助の形（糸島市版協働のまちづくり）の調査・検討
- ⑦校区公民館のあり方の調査・検討
- ⑧ボランティア活動やNPO団体設立のための相談受付や支援
- ⑨ごみ減量化の取組推進

#### (19) 九州大学と連携したまちづくり

教育、福祉、環境、産業、国際交流、地域コミュニティ（地域社会）などの各分野で九州大学の知的資源を取り込み、連携事業を拡大します。

- ①九州大学連携プロジェクト事業の推進

## 5 計画期間

この大綱の計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。

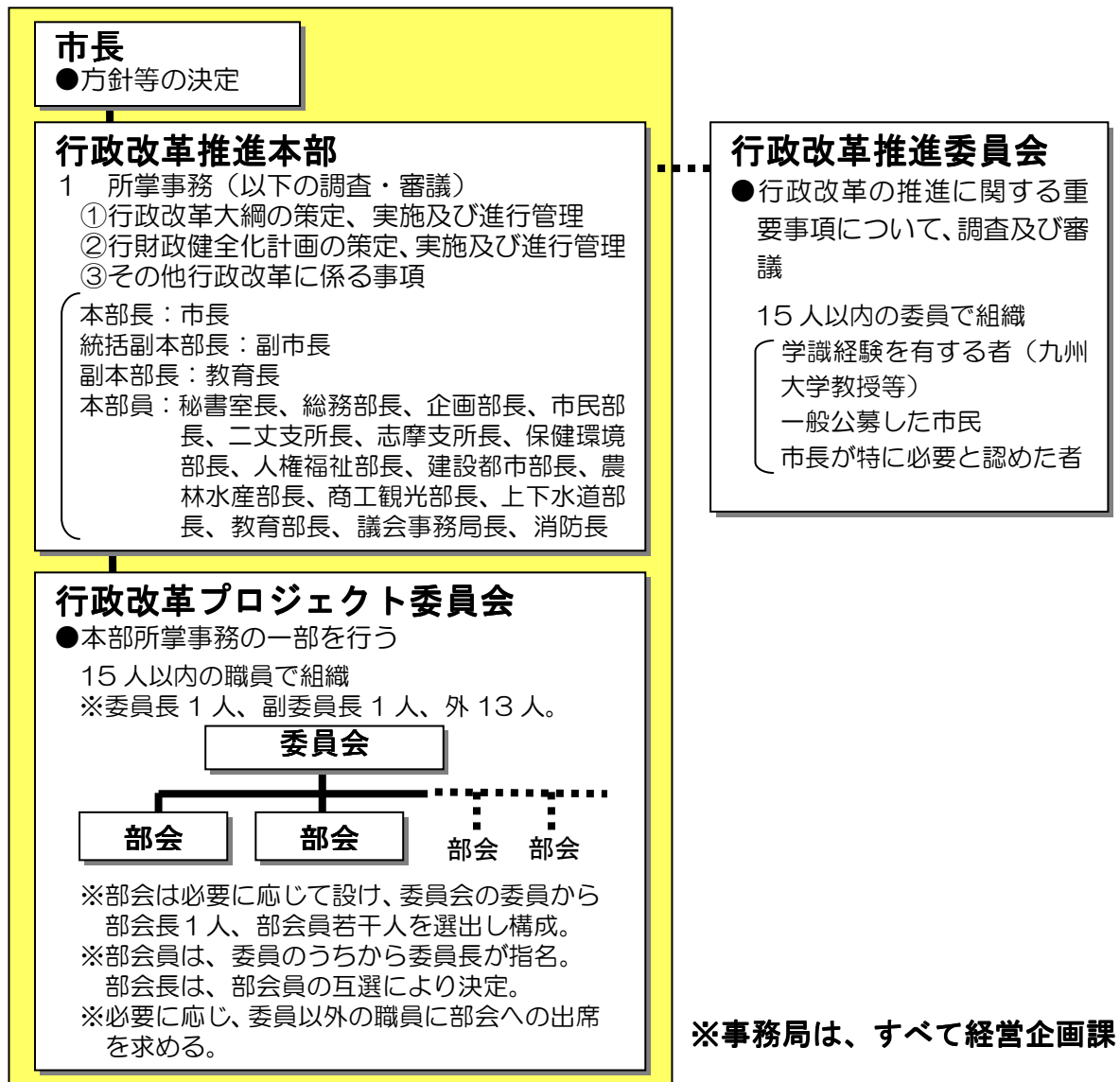
## 6 計画の確実な実施・評価

### (1) 行財政健全化計画の策定

本大綱に沿って、具体的施策内容、スケジュール、目標（効果額等）、所管課を明らかにした行財政健全化計画（3か年の計画）を毎年度見直し、確実に行財政改革の推進を図っていきます。

### (2) 推進体制

糸島市行政改革推進本部設置規程に基づき、行政改革推進本部及び行政改革プロジェクト委員会を設置し、行政改革推進本部を中心に全庁的に行政改革の取組を進めます。また、行政改革推進委員会で市民意見を反映します。



## 6 計画の確実な実施・評価

### (3) 進行管理(評価)

行政改革推進本部：年間2回

行政改革推進委員会：年間2回

第1回：行財政健全化計画の前年度進捗状況評価（取組概要・達成目標・年次計画・効果見込み額の進捗管理）、当該年度計画の審議

第2回：行政改革大綱に掲げる財政指標の目標値の進捗状況評価

当該年度行財政健全化計画の進捗状況報告（取組概要・達成目標・年次計画・効果見込み額の進捗管理）、次年度計画の審議

### (4) 公表

毎年度策定する行財政健全化計画は、市議会、行政改革推進委員会で報告します。また、市民の皆さんには、広報いとしま、ホームページを通じてお知らせします。

行政改革大綱の財政指標の目標値の達成状況は、市民の皆さんに広報いとしま、ホームページを通じて年1回お知らせします。

行財政健全化計画の進捗状況については、市民の皆さんに広報いとしま、ホームページを通じて年2回（中期・総括）お知らせします。

行政改革大綱、行財政健全化計画、進捗状況調査結果については、情報公開コーナーに設置し、市民の皆さんが自由に閲覧できるようにします。

## 7 財政指標の目標値

項目	現状(平成21年度)	目標(平成27年度)	参考(平成21年度県内市町村単純平均)
実質公債費比率	19.2%	15.0%	12.1%
将来負担比率	128.8%	100.0%	60.3%
実質赤字比率	(実質赤字なし)	(実質赤字なし)	
連結実質赤字比率	(実質赤字なし)	(実質赤字なし)	
経常収支比率	93.5%	92.0%	92.2%
基金残高(普通会計)	38億74百万円	59億52百万円	
地方債残高(普通会計)	377億24百万円	290億61百万円	

■目標値は、地方財政対策により一般財源総額が今後も維持され、特別会計・企業会計の繰り出し基準のルールが現状のまま推移した場合の数値。なお、平成24年度以降の臨時財政対策債発行額は、平成23年度と同額（1,620百万円）とする。

※「一般財源総額」：市税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税等で用途が特定されていない財源。



【財政指標の用語の説明】

指標の種類	内容	早期健全化基準 (この基準を超えると黄信号)
実質公債費比率	資金繰りの危険度を見るもので、標準的な収入に対する借金返済額（元利償還額）の割合です。数値が高いほど、財政の硬直化が進んでいることを示します。	25.00%
将来負担比率	負債が将来の財政を圧迫する危険度を見るもので、標準的な収入に対する将来負担すべき実質的な負債の割合です。数値が高いほど良くない指標です。	350.00%
実質赤字比率	財政運営悪化の深刻度を見るもので、標準的な収入に対する一般会計等の実質赤字の割合です。数値が高いほど良くない指標です。	12.50%
連結実質赤字比率	財政運営悪化の深刻度を見るもので、標準的な収入に対する全会計の実質赤字（または資金不足額）の割合です。数値が高いほど良くない指標です。	17.50%
経常収支比率	財政構造の弾力性を見るもので、職員の給与、介護給付費や生活保護費、借金の返済など毎年必ず必要な経費に、税や普通交付税などの自由に使える収入がどの程度費やされているかを示す指標です。数値が高いほど、財政にゆとりがないことを示します。	
基金残高	財政運営を計画的に進めるため、または財源の余裕がある場合に、年度間の財源変動に備えて積み立てる貯金の残高です。	
地方債残高	市が事業を行うに当たり、財源が不足する場合、例えば施設を建設するなど一時に多額の資金を必要とするときに調達する借入金の残高です。	